

放課後児童クラブ 幕張海浜キッズ

運営規則

社会福祉法人 愛の園福祉会

放課後児童クラブ 幕張海浜キッズ 運営規則

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人愛の園福祉会（以下「事業者」という。）が設置する放課後児童クラブ 幕張海浜キッズ（以下「施設」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に基づき、放課後健全育成事業を行う事を目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、学童期における課題や取組みに対して、学校では体験できない経験、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる適切な場を提供し、各児童の自主性、社会性、創造性の向上や基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図るものとする。
- 2 事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行うものとする。
 - 3 事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用者の保護者及び地域社会に対し、当該ルームが行う事業の運営の内容を適切に説明するよう努めるものとする。
 - 4 事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。
 - 5 ルームの構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けるものとする。
 - 6 前5項のほか、事業者は、児童福祉法、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）」及び「千葉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年千葉市条例第51号）」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(施設の名称等)

第3条 放課後健全育成事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 放課後児童クラブ 幕張海浜キッズ
- (2) 所在地 千葉市美浜区幕張西2丁目7-2

(施設面積)

第4条 保育を実施する施設専有面積は99.0㎡とする。

(職員の種類、員数及び職務の内容)

第5条 施設における職員の種類、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 所長 1名(幕張海浜こども園園長が兼務)
主任児童員 1名(幕張海浜こども園の保育教諭が兼務)
学童保育支援員 1～2名
学童保育支援補助員 1～2名
事務員 1名(幕張海浜こども園の事務員が兼務)

(1) 放課後児童支援員は、おおむね次の業務を行う。

- ア 児童の出席状況、健康状態の把握をはじめとした安全の確保及び情緒の安定を図ること。
- イ 遊びに対する意欲及び自主的態度を培うこと。

- ウ 遊びを通して自主性、創造性及び社会性を育てるようにすること。
- エ 一人ひとりの遊びの状況や生活態度を把握し、家庭との連絡を密にすること。
- オ 様々なルームの活動をととして、心身ともに健康な生活態度を育むこと。
- カ 集団生活を豊かに創造し、お互いの信頼関係を深め、よりよい仲間づくりを進めること。
- キ 社会生活を営む上での基本的生活習慣と規律を守る態度を養うこと。
- ク 学校との連絡を密にし、情報交換や学校施設の活用等、ルーム運営の充実を図ること。
- ケ 楽しく伸び伸びと活動するためには、優しさ、思いやり、仲間との協力等の心が大切であることを認識させること。
- コ 児童の安全指導を徹底し、児童が自らの行動を判断し、安全な生活ができる能力を培うこと。

(2) 補助員は、放課後児童支援員が行う業務を補助する。

(開所している日及び時間)

第6条 施設の開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

(1) 開所日

月曜日から土曜日までとする。ただし、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までを除く。

(2) 開所時間

ア 通常授業日・短縮授業日

授業終了後から午後6時まで／延長時間午後6時から午後7時まで

イ 土曜日

午前8時00分から午後4時30分まで

ウ 長期休業期間・学校行事等振替休業日

午前8時から午後6時まで／延長時間午後6時から午後7時まで

(支援の内容)

第7条 施設で行う支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の健康管理、安全及び情緒の安定の確保
- (2) 利用者の活動中及び登所・降所時の安全確保
- (3) 利用者の活動状況の把握
- (4) 遊びに対する意欲及び自主的態度の形成
- (5) 遊びを通しての自主性、創造性及び社会性の育成
- (6) 家庭との日常的な連絡、情報交換の実施
- (7) その他、放課後等における児童の健全育成上必要な支援

(支援の提供により利用者が支払うべき額)

第8条 利用者が支払うべき額は、次のとおりとする。

- 2 在籍者は出席の有無、利用回数の多少に関わらず、毎月末日までに学童保育料等をその月分として納入しなければならない。

月額／10,400円（7月・8月以外） 7月：11,000円 8月：13,000円

延長時間／1,000円

- 3 おやつ代は学年に関係なく月額で2,000円とする。
- 4 利用者は利用年度毎に事業者の定める傷害保険に加入し、その費用を負担する。

- 5 入所料及び年会費の徴収は行わない。
- 6 途中退所した場合の保育料の日割返金は行わない。
- 7 休所中の利用料は、通常通り徴収する。
- 8 長期休業中のみの一時預り児童の学童保育料等は月額徴収を基本とし、利用時間・利用回数による日割り計算、割引計算は行わない。
- 9 既納の利用料、おやつ代等の返還は理由のいかんに関わらず行わない。

(利用料減免)

第9条 利用料負担格差の是正を図ることを目的として、下記項目に該当する児童は、保護者の申請によりクラブ利用に係る費用の減免補助を行うことができる。

2 利用料減免対象者は次のとおりとする。

ア 前年度の市区町村民税所得割課税額（世帯合算額）が以下の世帯（均等割のみ課税世帯含む）

①政令指定都市（千葉市を含む）の課税世帯：概ね63,300円未満の世帯

②他の市区町村の課税世帯：47,500円未満の世帯

イ 前年度の市区町村民税非課税世帯

ウ 生活保護受給世帯

エ 2人以上の児童が放課後児童クラブ・子どもルームを利用する世帯

3 2人以上の児童が放課後児童クラブ・子どもルームを利用する世帯は、2人目以降の児童の利用料（延長保育料を除く）を減免対象とする。

4 利用料減免額は以下のとおりとする。

世帯区分	7.8月以外	7月	8月	延長保育
前年度の市区町村民税所得割課税額が減免基準額に該当する世帯	6,150円	6,750円	8,750円	500円
前年度の市区町村民税非課税世帯	無料			
生活保護受給世帯				
2人以上の児童が放課後児童クラブ・子どもルームを利用する世帯	6,150円	6,750円	8,750円	減免適用外

5 減免補助の適用は2024年4月1日からとする。

(利用定員)

第10条 この学童保育の定員は40名とする。

2 定員数を超えない範囲で、希望者には夏季休業中、冬季休業中、春季休業中のみの一時預り児童を受け入れることができる。

3 第9条2項の利用料は次の通りとする。

夏季休業中 7月および8月利用料に同じ（おやつ代別）

冬季休業中 600円／日（おやつ代込）

春季休業中 600円／日（おやつ代込）

4 緊急を要する場合は定員を超えて受入れができるものとする。

(保育年数)

第11条 この学童保育の保育年限は6年とする。(小学校1年生から6年生)

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、千葉市立幕張西小学校通学区域とする。

2 但し、当該通学区域外からの利用希望があった場合には、適宜、受入れ検討する。

(利用手続き)

第13条 入所希望者は所定の入所申請書に必要事項を記入の上、入所説明会に参加し、職員実施の面接を受けるものとする。(新年度入所の場合 2月初旬)

(1) 幕張児童クラブ入会申請書(全員) ※千葉市書式

(2) 保護者就労証明書(全員)

(3) その他必要に応じて所長が提出を求めた書類(該当者のみ)

(入所の決定)

第14条 利用の可否の決定あたり、保護者の就労状況、児童の学年(下位学年優先)、その他の状況を十分に考慮して、所長が決定する。

2 利用の可否にあたり、所長は保護者および児童の面接を実施する場合がある。

3 持病、障害等、特に気を付けることがある児童については入所面接においてその内容を保護者から詳細に説明することとする。

4 所長から診断書、療育手帳の写し等の書類提出を求められた場合は、保護者は実費自己負担の上、すみやかに提出しなければならない。

5 保護者、児童に関わる家庭の状況等について保護者から守秘義務の要求があった場合、所長はこれを尊重し、学童指導員等に周知徹底しなければならない。

(退所・休所)

第15条 退所、休所しようとするものは、所長面接を行い、その理由を所定の届出書に記し、保護者から所長に届けるものとする。

2 休所中の利用料は理由を問わず利用者が支払うものとする。

3 2ヶ月以上の休所は退所扱いとする。

(事業の利用にあたっての留意事項)

第16条 事業の利用に当たっては、利用者及び保護者に以下の点に留意していただくものとする。

(1) 欠席する場合の事前連絡に関すること。(欠席することが事前に分かっている場合は連絡帳で、事前に届けられない場合は、13時(土曜・長期休業日等は9時)までに必ず保護者からルームに電話連絡をすること。)

(2) 早退の連絡に関すること。(保護者のお迎えなしに早退する場合は、連絡帳で連絡すること。また、習い事等であらかじめ早退する曜日、時間が決まっている場合は、事前に児童連絡票や連絡帳により連絡すること。)

(3) 利用者に対し適切な保育を実施するため、保護者からの食物アレルギーや障害等に関する情報の事前提供に関すること。

(4) 支援の提供上、他の利用者に迷惑となる行為等が見られた場合、利用の中止をしていただくこと。

(5) 児童の欠席が理由なく続く場合や2ヶ月以上に及ぶ利用料の滞納及びその他の事情で在籍の継続が不相当と認められる場合は停止又は退所の勧告、在籍の解除を行うことがあること。

(緊急時等における対応方法)

- 第17条 児童の安全の確保を図るため、職員は、教育・保育の提供を行っているときに、子どもに病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は子どもの主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。
- 2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、千葉市所轄課および子どもの保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるとともに、事故の状況や事故に際して行った処置について記録し、事故発生の原因を解明に努め、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 3 子どもに対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第18条 施設においては、非常災害に備えるため、消防計画、風水害、地震等に対処するための計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第19条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び措置
- (2) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

(職員研修)

- 第20条 施設においては、支援員等の資質向上、専門性を高めるために、計画的な研修を実施するとともに、県・市などの機関が実施する研修会へ指導員が参加する機会を保障するものとする。

(個人情報保護)

- 第21条 職員は、業務上知り得た利用者およびその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、施設利用中および利用終了後においても第三者に対して秘匿するものとする。
- 2 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するものとする。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(苦情解決)

- 第22条 保護者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることが出来る。その場合事業者は、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無並びに改善方法について、保護者に報告するものとする。なお、苦情受付担当者を主任児童員、苦情解決責任者を所長とする。

(敷地外保育の実施)

- 第23条 保育中に敷地外指導を実施する場合は、活動計画に照らし合わせ、日程、行き先、交通手段等について所長の決裁を得て決定し、事前に保護者等におたより等で

知らせるものとする。

- 2 野外指導その他の行事を実施するときは以下の基本的な考え方を念頭に置き、放課後児童支援員等としての注意義務を厳守しつつ実施する。

(1)事前に調査を行う義務

(2)気象状況を確実に把握し又天候の急変時に即応して行事を中止する義務

(3)安全な場所を選定する義務

(4)危険な場所を特定して、そこに近寄らせない義務

(5)入念な保育プラン事前に立て、実施後に反省記録を残し、次に生かす義務

(改廃)

- 第24条 この運営規則は社会福祉法人愛の園福祉会理事会および評議員会への報告及び承認をもって改定・変更するものとし、保育内容に関する指導要項については所長において変更を検討し、理事会への報告、審議をもって改訂する。

- 附則 1. この運営規則は2017年10月1日より実施する。
この運営規則は2024年 4月1日より実施する。
この運営規則は2024年10月1日より実施する。
この運営規則は2025年4月1日より実施する。